○東海大学沖縄地域研究センター使用規程

（制定　1991年４月１日）

第１条　この規程は，東海大学沖縄地域研究センター規程第20条に基づき，東海大学沖縄地域研究センター（以下「本センター」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

第２条　本センターを使用できる者は，次の各号に掲げる者とする。

（１）　学校法人東海大学（以下「本法人」という。）に所属する教職員，大学院学生，学部学生であって，研究，調査，実習等の目的で使用する者

（２）　その他，特に所長が適当と認めた者

第３条　本センターの使用形態を次の各号に掲げる形態に区分する。

（１）　教職員の学術研究

（２）　大学院学生，学部学生の学術研究

（３）　本法人組織下における機関の教育・実習

（４）　理事長の承認を得た客員研究員，嘱託，及び共同研究者による研究・開発業務

（５）　理事長の承認を得た学外の機関からの要請による研究

（６）　その他

第４条　本センターを使用しようとする者は，開始１か月前までに所定の申込書に必要事項を記入の上，所長に提出し，その許可を得なければならない。

第５条　本センターの使用を許可された者（以下「使用者」という。）は，許可された条件のもとに，一定期間，所定の研究室，実験室を使用するほか，内規の定めるところにより研究施設，設備，舟艇，及び宿泊施設を使用することができる。

第６条　使用者は本センターの内規等の定めを遵守するほか，本センター教職員の指示に従い，これに協力するものとする。

第７条　使用者は，本センター所属の施設，設備を毀損又は滅失したときは，これを現状に復し，又はその損害を賠償しなければならない。

第８条　使用者は，申込書記載の事項に変更を生じた場合，その旨を速やかに所長に届け出，承認を得なければならない。

第９条　使用者は，終了後速やかにその研究状況，成果等を記載した報告書を所長に提出しなければならない。

第１０条　使用者が研究成果を発表するときは，本センターを使用した旨明記し，印刷発表後速やかに別刷りを所長に寄贈しなければならない。

第１１条　使用者は，別に定める本センター使用料を支払わなければならない。

第１２条　この規程に定めるもののほか，本センター使用に関して必要な事項は所長がこれを定める。

付　則

この規程は，1991年４月１日から施行する。